定　期　点　検　基　準

　　　　　　　　　　　　　　年　　 月　 　 日 制 定

　　　　　　　　　令和　４　年　６　月　１　日 実 施

住　　所

事業者名

代 表 者　 ㊞

定　期　点　検　基　準

　　　　　　　　　　　　　　　　制　定　　　　　　年　　　月　　　日

改　正　令和　４　年　６　月　１　日

(目的)

第1条　道路運送車両法第48条第1項に規定する定期点検を合理的かつ能率的に確実に実施し、

　　　重大事故を防止するとともに環境に影響を与える箇所について点検を行い、車両の安全を

　　　確保するために本基準を定める。

（定期点検整備）

第2条　整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、定期点検整備の実施計画

　　　（「定期点検整備年間計画」）を定め、自動車特定整備事業者に依頼する等して、これを確

　　　実に実施しなければならない。

　　　２　定期点検整備とは、道路運送車両法第48条に定めるものとする。

　　　３　車両の使用状態等により整備管理者が必要と認めたときは、適宜、点検整備を実施す

　　　　るものとする。

（点検整備の記録及び保管管理）

第3条　点検整備の実施結果は、点検整備記録簿に所定の事項を記入し保存・管理するものとす

　　　る。

　　　２　点検整備記録簿については当該車両に据え置くものとし、併せてその写しを営業所に

　　　　おいて保存するものとする。

　　　３　点検整備記録簿及びその写しについては1年間、これを保存・管理するものとする。

（臨時整備）

第4条　整備管理者は、点検整備を確実に実施させ、臨時整備をなくすよう努めなければならな

　　　い。

　　　２　やむなく発生した故障に対しては、発生年月日、故障（作業）内容、車両の使用年数、

　　　　走行距離、使用部品等について記録のうえ、原因を把握し再発防止に努めるものとする。

（特定整備）

第5条　整備管理者は、定期点検整備において実施する作業が、道路運送車両法第77条でいう特定整備に該当する場合には、必ず自動車特定整備事業者に作業を依頼するものとする。

（附則）

　　本基準は令和４年６月１日より実施する。